

京都市告示第 324 号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成20年10月30日

京都市長職務代理者

京都市副市長 星川 茂一

道路の種類 市道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
新町通	南区東九条下殿田町70番地の15地先から	旧	メートル 184.00	メートル 5.90 ~ 13.52
	同町70番地の4地先まで	新	184.00	6.00 ~ 16.25

(建設局土木管理部道路明示課)